

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日は、
の翌日)

会規則第十五号) の一部を次のように改正する。

別表第一の備考を備考第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 二 この表の知事の事務部局の本庁の項及び議会事務局の項に掲げる
参考の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、
その職務の級を十一級とすることができます。

附 則

この規則は、平成元年九月二十七日から施行する。

目 次

◆人委規則 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年九月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
職員の職務の級の分類に関する規則 (昭和五十二年一月鳥取県人事委員